# 長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会設置要綱

#### (設置目的)

第1 「学びの改革 基本構想」の理念を踏まえ、望ましい入学者選抜制度のあり方について検討するために、長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (検討内容)

- 第2 現行の入学者選抜制度の検証と今後の方向性
- 2 現行の通学区制の検証と今後の方向性

#### (構成)

- 第3 委員会は、12名の委員で組織する。
- 2 委員は、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

# (任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

#### (委員長等)

- 第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

# (会議)

- 第6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (専門調査員)

- 第7 専門の事項を調査するため、必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。
- 2 専門調査員は、教育委員会が任命する。
- 3 専門調査員の任期は、当該専門の事項に関する調査を終了したときまでとする。

# (庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課が担当する。

# (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、教育委員会が定める。

# 附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。